

明石市子育て支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域社会全体で子育てを支援する基盤の形成を図り、もって地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的として、明石市子育て支援センター事業（以下「事業」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(実施施設)

第2条 市長は、次の各号に掲げる施設（以下「実施施設」という。）において事業を実施するものとする。

(1) あかし子育て支援センター

実施場所 明石市大明石町1丁目6番1号 あかしこども広場内

(2) 子育て支援センターおおくぼ

実施場所 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の7 明石こどもセンター内

(3) 子育て支援センターあかし西

実施場所 明石市二見町東二見1836番地の1 ふれあいプラザあかし西内

(4) 子育て支援センターにしあかし

実施場所 明石市小久保1丁目4番地の7

(5) 子育て支援センターうおずみ

実施場所 明石市魚住町住吉1丁目1番16号

(職員の配置等)

第3条 実施施設に次の各号に掲げる職員を置く。

(1) 指導者 児童の育児及び保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有し、かつ、各種福祉施策についても知識を有している者で、保育士の資格、幼稚園教諭又は保健師の免許を有する者（以下「保育士等」という。）。

(2) 担当者 児童の育児及び保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する保育士等。

(3) 子育てアドバイザー 保育士等で1年以上の実務経験のある者。

2 担当者は、子育てアドバイザーを兼務することができるものとする。

(指導者等の職務)

第4条 指導者は、事業の企画、調整、実施等に関する業務を行う。

2 担当者は、指導者を補佐し、その補助的な業務を行う。

3 子育てアドバイザーは、指導者の命を受け、事業の実施に関する業務を行う。
(事業の内容)

第5条 子育て支援センターにおける事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- (2) 子育てについての相談に関すること
- (3) 子育てに関する情報の収集及び提供
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

(対象者)

第6条 実施施設における事業の対象者は、別表のとおりとする。

(実施日等)

第7条 事業の実施日及び利用時間は、実施施設の開館日及び開館時間の範囲内とし、別に定める。

(個人情報の保護)

第8条 市長は、事業の実施に当たり知り得た個人情報については、取扱いに際して個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じるものとする。

(関係機関との連携)

第9条 事業の実施に当たっては、福祉事務所、児童相談所、市内の保育所、医療機関等と連携を図るものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成16年10月1日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

(あかし子育て相談室事業実施要綱の廃止)

2 あかし子育て相談室事業実施要綱(平成16年3月26日制定)は、廃止する。

附 則 (平成19年1月30日制定)

(施行期日)

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月10日制定)

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成 22 年 10 月 27 日制定)

(施行期日)

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 25 日制定)

(施行期日)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 30 日制定)

(施行期日)

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 27 日制定)

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日制定)

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 25 日制定)

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 1 月 26 日制定)

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 1 月 27 日から施行する。

附 則(平成 29 年 5 月 25 日制定)

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 5 月 26 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 31 日制定)

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 6 月 30 日制定)

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 6 月 30 日制定)

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第6条関係）

実施施設	対象者
あかし子育て支援センター	就学前の児童及びその保護者等
子育て支援センターおおくぼ	4歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童及びその保護者等
子育て支援センターあかし西	就学前の児童及びその保護者等
子育て支援センターにしあかし	4歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童及びその保護者等
子育て支援センターうおずみ	4歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童及びその保護者等

事業の実施日等

実施施設	実施日	利用時間	休業日
あかし子育て支援センター	火曜日から日曜日	午前9時から午後5時まで	(1) 毎月最終水曜日（最終水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び年末年始に当たるときはその前の週の水曜日。） (2) 12月29日から翌年1月3日まで
子育て支援センターおおくぼ	火曜日から日曜日	午前9時から午後4時まで	(1) 毎週月曜日 (2) 12月29日から翌年1月3日まで
子育て支援センターあかし西	月曜日から日曜日	午前9時から午後5時まで	(1) 毎月第4日曜日 (2) 12月29日から翌年1月3日まで
子育て支援センターにしあかし	月曜日から金曜日	午前9時から午後4時まで	(1) 休日 (2) 12月29日から翌年1月3日まで
子育て支援センターうおずみ	月・火・水・金・土曜日	午前9時から午後4時まで	(1) 休日 (2) 12月29日から翌年1月3日まで